

伊方地域原子力防災協議会作業部会 関係機関一覧

内閣府
愛媛県
愛媛県警察本部
山口県
山口県警察本部
大分県
海上保安庁
防衛省
原子力規制庁
経済産業省

《 オブザーバー 》

伊方町
八幡浜市
大洲市
西予市
宇和島市
伊予市
内子町
上関町
四国電力（株）

愛媛県原子力防災訓練概要

1 訓練の目的

伊方発電所で事故が発生した場合に備え、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、県民の原子力防災に対する理解を促進することを目的とする。

2 実施日時

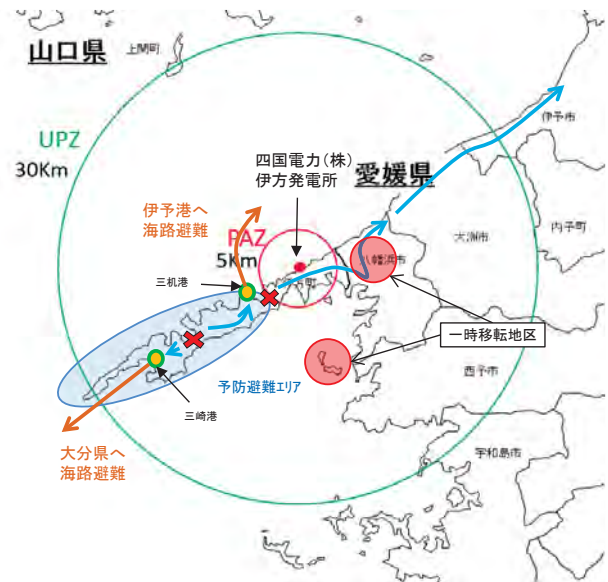
平成30年10月12日（金） 8：30～15：00

3 実施場所

愛媛県庁ほか、発電所を中心とした概ね半径30km以内の地域を中心とする県内全市町及び近隣県
※平成30年7月豪雨災害の影響を考慮のうえ実施

4 訓練項目

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 緊急時通信連絡訓練 | (2) 緊急時モニタリング訓練 |
| (3) 災害広報訓練 | (4) 災害対策本部訓練 |
| (5) 原子力災害医療活動訓練 | |
| (6) 自衛隊等災害派遣要請訓練 | |
| (7) 住民避難・誘導訓練 | (8) 要配慮者避難訓練 |
| (9) 交通規制訓練 | (10) 発電所内緊急時対応訓練 |
- ※ドローンと有人ヘリとの衝突回避実証実験もJAXAと共同実施



※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）
（Precautionary Action Zone）
※UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）
（Urgent Protective Action Planning Zone）
※予防避難エリア
（PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域）

<訓練想定>

- 地震発生に伴い、伊方原子力発電所3号機の原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失及び1次冷却材の漏えいが発生したことにより、原子炉格納容器の破損に至り、放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に生じた。
- 旧伊方町、旧瀬戸町の境界及び、旧瀬戸町、旧三崎町の境界付近で道路寸断
- 八幡浜市の一部地区で、一時移転指示。

重点項目

- ▶ 住民避難における情報収集発信体制の充実
 - ・複数のドローンによる避難経路等の被災状況の情報収集（映像伝送）
 - ・伊方町全域を対象とした臨時災害放送局（FM放送）による情報発信
- ▶ 大分県との情報共有の充実と避難の多様化
 - ・TV会議による大分県、国等との情報共有
 - ・新着岸港を經由した避難（佐伯市）及び内陸部への避難（由布市）
- ▶ 孤立地域における住民避難体制の充実
 - ・道路寸断を想定した海路及び空路による避難
 - ・離島住民の海路による避難（八幡浜市大島）



平成 30 年度

愛媛県原子力防災訓練

実施計画（案）

愛 媛 県

平成 30 年度愛媛県原子力防災訓練実施要領（案）

1 目 的

伊方原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び愛媛県地域防災計画に基づき、発電所から 30km 圏内の住民の安全を確保するため、防災業務関係者及び地域住民が一体となって原子力防災訓練を実施し、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、県民の原子力防災に対する理解を促進することを目的とする。

2 日 時

平成 30 年 10 月 12 日（金）8 時 30 分～15 時 00 分

3 訓練対象施設

四国電力株式会社伊方発電所

4 実施場所

愛媛県庁ほか、発電所を中心とした概ね半径 30km 以内の地域を中心とする県内全市町及び近隣県

5 訓練参加機関等（79 機関）＜要調整＞

（1）指定行政機関（2 機関）

原子力規制委員会、内閣府

（2）指定地方行政機関等（10 機関）

伊方原子力規制事務所、四国管区警察局愛媛県情報通信部、大阪航空局（松山空港事務所）、海上保安庁第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）、松山地方气象台、四国総合通信局、愛媛労働局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

（3）地方公共団体等（45 機関）

愛媛県、山口県、大分県、広島県、徳島県、香川県、高知県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、鬼北町、愛南町、上関町、佐伯市、由布市、竹田市、豊後大野市、九重町、愛媛県警察本部、八幡浜警察署、伊予警察署、大分県警察本部、大分東警察署、佐伯警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、松山市消防局、東温市消防本部、伊方町消防団、八幡浜市消防団

（4）指定公共機関等（3 機関）

株式会社 N T T ドコモ四国支社、日本赤十字社大分県支部、日本放送協会松山放送局

（5）指定地方公共機関等（14 機関）

一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西 C A T V、国道九四フェリー株式会社、一般社団法人

人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、愛媛県旅客船協会、一般社団法人大分県バス協会

(6) 公共的団体等 (3 機関)

愛媛県立中央病院、公益社団法人大分県放射線技師会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)

(7) 原子力事業者 (1 機関)

四国電力株式会社

(8) その他 (1 機関)

公益財団法人原子力安全技術センター

6 事故想定

地震が発生し、運転中の四国電力株式会社伊方発電所 3 号機の原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失及び 1 次冷却材の漏えいが発生したことにより原子炉格納容器の破損に至り、放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に生じたという想定で、各種防護対策を実施する。

7 訓練項目

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 緊急時通信連絡訓練 | (2) 緊急時モニタリング訓練 |
| (3) 災害広報訓練 | (4) 災害対策本部訓練 |
| (5) 原子力災害医療活動訓練 | (6) 自衛隊等災害派遣要請訓練 |
| (7) 住民避難・誘導訓練 | (8) 要配慮者避難訓練 |
| (9) 交通規制訓練 | (10) 発電所内緊急時対応訓練 |

8 その他

愛媛県広域避難計画、市町避難行動計画、市町受入計画及び「伊方地域の緊急時対応」に基づき実施することとし、地震による道路の被災など一部複合災害の視点を取り入れて実施する。

なお、JAXA と愛媛県によるドローンと有人ヘリとの衝突回避実証実験も合わせて実施する。

1 緊急時通信連絡訓練

原子力事業者からの事故情報や緊急時モニタリングの測定結果、自治体災害対策本部等で決定した災害応急対策の内容等を、関係機関に通報し、緊急時における関係機関間の通信連絡・確認体制を習熟及び連携するための訓練を行う。

伊方発電所から概ね 30km 圏内に所在する原子力災害重点区域の 8 市町、その他県内市町及び近隣県に対して、伊方発電所から事故の通報を受けた県から F A X 等により一斉通報を行うほか、気象予報等の配信、避難に際して受入れ先となる市町との調整など、緊急時における関係機関との情報共有・連携、県民への迅速且つ正確な情報の提供を行う訓練を実施する。

【通報連絡の流れ】

7 : 00 地震発生 (AL : 震度 6 強)

7 : 00 原子炉自動停止



○県災害対策本部設置

7 : 02 【第 1 報】伊方発電所から警戒事象発生通報 (想定)



(原子炉自動停止 : A 区分)

8 : 00 警戒事態該当事象発生 (2 つの障壁の喪失又は喪失可能性)



8 : 10 【第 2 報】伊方発電所から A L 事象該当に係る通報 (想定)



○警戒事象発生通報内容の関係機関への伝達

○PAZ (概ね 5km 圏内) 及び予防避難エリアの要配慮者に避難準備指示

○要配慮者受入市町及び受入施設の調整

8 : 50 原災法第 10 条事象発生



(原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置一部注入不能、格納容器健全性喪失の恐れ)

9 : 00 【第 3 報】伊方発電所から事故通報 (10 条通報) (想定)



○PAZ 及び予防避難エリアの要配慮者に避難指示

○PAZ 及び予防避難エリアの住民に避難準備指示

○受入市町の調整 (松前町、大分県)、関係機関との情報共有

9 : 00 原災法第 15 条事象発生



(全交流電源喪失、非常用炉心冷却装置注入不能)

9 : 10 【第 4 報】伊方発電所から事故通報 (15 条通報)



○原子力緊急事態宣言発出

○PAZ 及び予防避難エリアの住民に避難指示

○UPZ (概ね 5km ~ 30km 圏内) に屋内退避指示

○受入市町の調整 (松前町、大分県)、関係機関との情報共有

9 : 30 炉心損傷発生



9 : 40 【第 5 報】伊方発電所から事故通報(炉心損傷)

○関係機関との情報共有

格納容器破損発生



9 : 50 【第 6 報】伊方発電所から事故通報(格納容器破損)

○ UPZ 内一部地区に一時移転指示

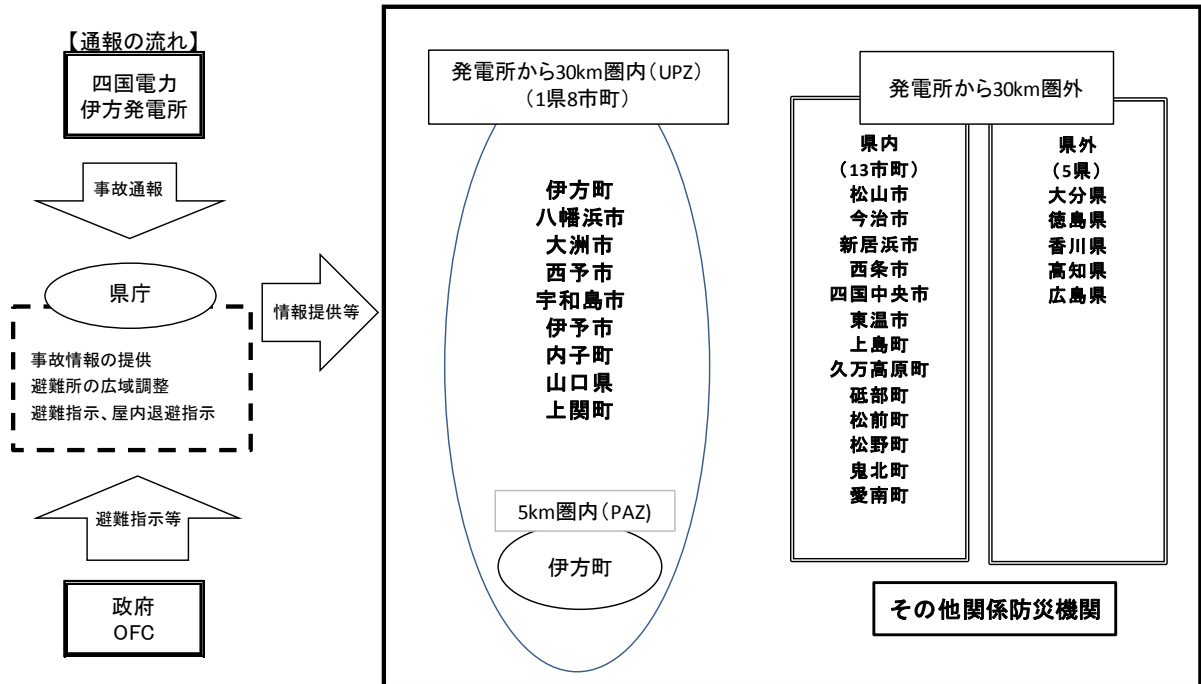
○ 関係機関との情報共有

○ 受入市町の調整



14 : 30 【第 7 報】伊方発電所から事故通報(事故収束連絡)

○関係機関との情報共有



2 緊急時モニタリング訓練

緊急時に適切なモニタリング実施計画を策定し、的確に測定結果の分析・報告を実施する。

また、国、県及び重点市町が協力して緊急時モニタリングを実施し、測定分析の習熟を図る。

なお、本訓練は「1 緊急時通信連絡訓練」に示す通報連絡の流れとは別時間軸で行う。

1 訓練項目

- (1) 緊急時モニタリングセンター運営訓練
- (2) 現地モニタリング活動訓練

2 訓練内容

- (1) 緊急時モニタリングセンター運営訓練
- (2) 企画調整グループによるモニタリングに係る指示書・作業手順書作成訓練
- (3) 情報収集管理グループによるモニタリング結果等通信連絡訓練、放射線情報等監視訓練
- (4) 測定分析担当による測定訓練
 - ①空間ガンマ線サーベイ測定訓練（走行サーベイ）
 - ②可搬型モニタリングポスト設置訓練
 - ③試料採取・分析訓練
- (5) モニタリング情報共有システム（ラミセス）運用訓練

3 実施場所

緊急時モニタリングセンター
 センター長
 企画調整グループ
 情報収集管理グループ
 測定分析担当

} 愛媛県オフサイトセンター

愛媛県原子力センター、伊方発電所から30km圏内

4 緊急時モニタリング組織（チーム編成）

区分	組 織	人 員	備 考
緊急時モニタリングセンター	センター長	○人	国
	企画調整グループ	○人	国、愛媛県、関係市町、四国電力、山口県、関係指定公共機関
	情報収集管理グループ	○人	国、愛媛県、関係市町、四国電力、山口県、関係指定公共機関
	測定分析担当 (愛媛県グループ)	○人	愛媛県、関係市町、四国電力、関係指定公共機関
	合 計	○人	

3 災害広報訓練

報道機関に対して事故情報等を発表するほか、緊急放送を要請するとともに、住民に対し、防災行政無線、広報車等により、事故情報等の広報を実施する。

八西CATVにおいては、県の緊急放送要請に基づき緊急放送を行う。

また、伊方町の全地域において、車両での避難者を対象に臨時災害放送局（FM放送）による避難情報等の放送訓練を行う。

1 報道機関への広報

- (1) 災害対策基本法第57条に基づき、緊急放送を報道機関に要請する。
- (2) 八西CATVに対しても災害放送を要請し、放送訓練を実施する。
- (3) 緊急時モニタリング結果等については、国が一元的に公表するほか、災害対策本部情報において公表する。

2 住民等への広報

- (1) 県から伊方発電所の事故通報が出された際に、速やかに市町防災行政無線、広報車などを使用し、住民等に対し事故情報等を広報する。
- (2) 事故の状況に応じ、避難等の防護措置を指示する場合には、必要な情報について、簡潔で分かりやすい住民広報を行う。
- (3) 各消防本部車両等による広報を市町の広報実施と併せて行う。
- (4) 愛媛県防災メール及び緊急速報メールを複数回活用した広報を行う。

機関名	広報手段	広報対象
愛媛県	ファクシミリ (緊急放送要請)	報道機関 八西CATV (緊急放送)
	愛媛県防災メール	一般住民、避難住民
関係市町	防災行政無線、広報車	一般住民、避難住民
	緊急速報メール	一般住民、避難住民
	臨時災害放送局 (伊方町)	避難住民 (車両等)
関係消防本部	広報車	一般住民、避難住民

3-2-1 県住民広報訓練

(1) 愛媛県防災メール

時刻	広 報 内 容
10/12 9:15	<p>(件名)【訓練】愛媛県原子力防災訓練</p> <p>(本文)【訓練】愛媛県防災メールです。(原子力安全対策課からのお知らせです。※これは訓練メールです。特別な対応はありません。)</p> <p>伊方発電所3号機の事故により、「原子力緊急事態宣言」が発せられましたので、伊方発電所から5km圏内及び発電所より西側半島部の方は伊方町の指示に従って避難してください。伊方発電所から30km圏内の方は屋内退避をしてください。</p> <p>現在のところ、放射性物質の放出はありません。引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。</p> <p>愛媛県防災メールの訓練配信は、以上となります。</p> <p>本訓練に関するお問い合わせは原子力安全対策課(089-912-2340)まで。</p>

(2) 八西 CATV 緊急放送

時刻	放 送 内 容
10/12 9:15	<p>これは愛媛県原子力防災訓練の訓練放送です。</p> <p>愛媛県からのお知らせです。</p> <p>本日7時00分に発生した地震による四国電力伊方発電所の事故について、9時00分に原子炉冷却機能喪失事象が発生したことから、9時15分に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出されました。</p> <p>それに伴い伊方町全域の住民の方に避難指示が出されましたので、防災行政無線、広報車両の指示に従い、直ちに避難してください。</p> <p>避難の際は、FMラジオを付け、伊方町からの臨時災害FM放送を聞きながら避難を行って下さい。</p> <p>また、伊方町以外の発電所から30km圏内の住民の方は屋内退避をお願いします。</p> <p>県では、事故の状況や防災上の注意事項などについて、必要に応じ、その都度お知らせしますので、引き続き、テレビ、ラジオの情報や地元市町からのお知らせに注意してください。</p> <p>以上、愛媛県原子力防災訓練の訓練放送でした。</p>

3-2-2 伊方町住民広報訓練

(1) 臨時災害放送局開局訓練

自家用車等で避難する住民がリアルタイムで原子力災害に係る情報（事象の進展、避難経路の指示、渋滞情報等）を得るために、総務省四国総合通信局、愛媛県、伊方町が連携して臨時災害放送局を開設し、FM放送による避難者への情報伝達を実施する。

- ①伊方町が臨時災害放送局の開設を決定。伊方町から愛媛県へ電話で免許申請依頼。
- ②愛媛県から四国総合通信局へ臨時災害放送局について電話で免許申請。
- ③四国総合通信局から愛媛県へ臨時災害放送局の免許付与通知。
- ④愛媛県～伊方町へ免許が付与された旨電話連絡。
- ⑤伊方町役場から試験放送場所へ電話連絡、FM放送を実施。

時刻	放送内容
10/12 9:15	<p>こちらは、「いかたりんさいえふえむほうそう」です。</p> <p>こちらは防災伊方町役場です。訓練通報です。</p> <p>本日発生した四国電力伊方発電所のトラブルにより、自動停止した伊方3号機において、現在原子炉の冷却機能が全て失われ、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発せられました。</p> <p>伊方町全住民に対して避難指示が出ましたので、住民の皆様は安定ヨウ素剤を服用し、避難を開始してください。できるだけ近所の人を誘い一緒に避難をして下さい。避難する際には、家、車に避難ステッカーを貼ってください。</p> <p>車で避難できない方は、バスを配車しますので各地区集会所等の集合場所へ避難してください。</p> <p>現在のところ、放射性物質の放出は無く、人体や環境への影響はありませんので、落ち着いて行動してください。</p> <p>次に伊方地域の避難情報をお知らせします。</p> <p>伊方地域の方は、松前町の松前公園に避難してください。松前公園到着後に避難先の施設をお知らせします。安定ヨウ素剤の事前配布を受けていない方は伊方中学校に集合してください。なお、松前公園には、八幡浜市新宮内交差点から国道378号を通過して避難してください。</p> <p>次に瀬戸地域の避難情報をお知らせします。</p> <p>瀬戸地域では国道197号瀬戸トンネル付近、大久トンネル付近のほか沿岸部の県道、町道で道路が寸断され、全面通行止めとなっており、車で旧伊方町方面、旧三崎町方面に避難することができません。瀬戸総合体育館で安定ヨウ素剤の配布を行いますので、まずは瀬戸総合体育館に集合してください。そのあと、自衛隊ヘリ、船舶などを使い松前町へ避難します。</p> <p>次に三崎地域の避難情報をお知らせします。</p> <p>三崎地域では国道197号大久トンネル付近のほか沿岸部の県道、町道で道路が寸断され全面通行止めとなっており、車で旧瀬戸町方面へ避難することができません。三崎総合体育館で安定ヨウ素剤の配布を行いますので、まずは三崎小中学校に集合してください。</p> <p>そのあと、船舶により大分県へ避難します。</p> <p>以上、避難情報をお知らせしました。</p> <p>現在のところ、放射性物質の放出は無く、人体や環境への影響はありませんので、落ち着いて行動してください。</p> <p>引き続きFMラジオで情報を発信しますのでチャンネルは76.6MHzに合わせてまますでください。</p> <p>これは愛媛県原子力防災訓練の訓練通報です。</p> <p><以下繰り返し></p>

(2) 防災行政無線・広報車両

時刻	放送内容
10/12 9:15	<p>こちらは防災伊方町役場です。訓練通報です。</p> <p>本日発生した四国電力伊方発電所のトラブルにより自動停止した伊方3号機において、現在原子炉の冷却機能が全て失われ、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発せられました。</p> <p>伊方町全住民に避難指示が出ましたので、伊方地域の住民の皆様は安定ヨウ素剤を服用し、自家用車で松前町の松前公園へ避難してください。その際、できるだけ近所の人を誘い一緒に避難をして下さい。避難する際には、家、車に避難ステッカーを貼ってください。なお、松前公園には、八幡浜市新宮内交差点から国道378号を通過して避難してください。</p> <p>安定ヨウ素剤の配布を受けていない方は、伊方中学校で緊急配布をしています。</p> <p>車で避難できない方は、町からバスを配車しますので各地区集会所等の集合同場所へ避難してください。</p> <p>現在の所、放射性物質の放出は無く、環境への影響はありません。住民の皆様には、この事故の状況や防災上の注意事項などについて適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報などに注意して下さい。</p> <p>また、FM放送でも随時情報を放送しますので、周波数を76.6MHzに合わせてください。</p>

(3) 緊急速報メール

時刻	広報内容
10/12 9:15	<p>(題名) 訓練メール (原子力防災訓練)</p> <p>(本文)</p> <p>訓練通報 (愛媛県原子力防災訓練) です。</p> <p>「原子力緊急事態宣言」が発令され、伊方町に避難指示が出たため、安定ヨウ素剤を服用し避難を開始してください。</p> <p>車で避難できない方は、地区集合場所で町の車を待ってください。</p> <p>避難の際はFMラジオの周波数を76.6MHzに合わせて情報を収集してください。</p> <p>以降、本訓練における緊急速報メールは送信しません。</p>

3-2-3 八幡浜市住民広報訓練

(1) 防災行政無線・広報車両

時刻	放送内容
10/12 9:15	<p>こちらは、防災八幡浜市です。 これは、訓練放送です。 伊方発電所3号機の冷却機能がすべて失われ、「原子力緊急事態宣言」が発せられました。 市内全域に屋内退避指示がありましたので、直ちに建物の中に入り、窓を閉め、換気扇を止めてください。 現在、放射性物質の放出はなく、測定値は平常と変化ありません。 引き続き、防災無線、テレビ、ラジオなどの情報に、十分注意してください。 (繰り返し～) これは訓練放送です。</p>
10/12 9:50	<p>こちらは、防災八幡浜市です。 これは、訓練放送です。 伊方発電所3号機から、放射性物質の放出が確認され、喜須来地区で$20\mu\text{Sv/h}$（マイクロシーベルトパーアワー）の放射線が検出されました。 喜須来地区の住民の皆さんは、松山市へ避難しますので、一時集結所の多目的集会所に集まってください。 これは、事前に、市が依頼した方だけが避難する訓練放送です。それ以外の方は、避難の必要はありませんのでご注意ください。 (繰り返し～) これは訓練放送です。</p>

(2) 緊急速報メール

時刻	広報内容
10/12 9:15	<p>(題名)【訓練】屋内退避指示</p> <p>(本文) これは、訓練メールです。八幡浜市よりお知らせします。 伊方発電所3号機の冷却機能がすべて失われ、「原子力緊急事態宣言」が発せられました。 市内全域に屋内退避指示がありましたので、直ちに建物の中に入り、窓を閉め、外気を遮断してください。 現在、放射性物質の放出はありません。 引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。 緊急速報メールの訓練配信は、あと1回実施されます。</p>
10/12 9:50	<p>(題名)【訓練】一時移転指示</p> <p>(本文) これは、訓練メールです。八幡浜市よりお知らせします。 伊方発電所3号機から、放射性物質の放出が確認され、喜須来地区で$20\mu\text{Sv/h}$の放射線が検出されました。 喜須来地区の住民の皆さんは、松山市へ避難しますので、一時集結所の多目的集会所に集まってください。 これは、事前に、市が依頼した方だけが避難する訓練です。それ以外の方は、避難の必要はありません。 これで、緊急速報メールの訓練配信を終了します。</p>

4 災害対策本部訓練

県及び重点市町は、災害対策本部を設置し、応急対策活動に関する事項等を協議し決定する。

機 関 名	内 容
愛 媛 県	<p>【災害対策本部設置：県庁】 【災害対策南予地方本部八幡浜支部設置：八幡浜庁舎】</p> <p>災害対策本部を設置し、地震に伴う道路の災害状況の把握、それを踏まえた EAL、OIL に基づく防護措置や、広域避難の受入調整など、応急対策活動に関する事項等を本部会議において協議・決定する。</p> <p>国による「避難準備要請」等の伝達等を行うため、TV会議システムによる会議に参加するとともに、大分県への避難者受入準備要請を行う。</p> <p>県警ヘリコプターからのヘリテレ映像により現地の道路状況を把握するほか^{*1}無人航空機（ドローン）を活用した避難経路等の状況把握（伊方町における複数同時自律飛行、映像伝送等）を実施する。</p>
伊 方 町 八 幡 浜 市 大 洲 市 西 予 市 宇 和 島 市 伊 予 市 内 子 町	<p>【伊方町災害対策本部設置：伊方町役場】 【八幡浜市災害対策本部設置：八幡浜市役所】 【伊予市災害対策本部設置：伊予市役所】 【内子町災害対策本部設置：内子町役場】</p> <p>災害対策本部を設置し、応急対策活動に関する事項等を本部会議において協議・決定する。</p> <p>国による「避難要請」等の伝達の情報共有などのため、重点市町等とのTV会議に参加する。</p>

※1 ドローンによる情報収集訓練については、「4-1 ドローンによる情報収集訓練」参照。

※2 県災害対策本部会議及びTV会議は、8：40～9：10 開催予定。

4-1 ドローンによる情報収集訓練

ドローンによる情報収集訓練の概要

■ドローンを飛行させ、避難経路のリアルタイム映像を災害対策本部に送信する。

- ①離発着拠点：伊方町役場駐車場、三机港、三崎港
- ②飛行ルート：4ルート（伊方ルート1、瀬戸ルート1、三崎ルート3、4）
- ③使用機体：7機（撮影用4機、中継用3機）

※中継用ドローン…映像情報や機体の位置情報の電波を中継するドローン



※実運用時の配備予定機体数:23機(撮影14機、中継8機、予備1機)

訓練用飛行ルート

避難経路14ルートのうち4ルートで訓練実施

訓練対象	避難路	基地局候補(案) /訓練用基地局	訓練での 機体数	訓練での 飛行距離	(参考)実運用時の飛行ルート(案)	
					経路	距離(m)
●	伊方1	伊方町役場/役場前駐車場	撮影機、中継機	5,685m(往復)	往復	5,685
	伊方2	伊方町役場			往復	9,047
	伊方3	伊方町役場			往復	7,629
	伊方4	伊方町役場			往復	9,991
	伊方5	瀬戸支所			片道	8,336
●	瀬戸1	瀬戸支所/三机港	撮影機、中継機	6,320m(往復)	往復	8,320
	瀬戸2	瀬戸支所			往復	5,669
	瀬戸3	瀬戸支所			片道	8,986
	瀬戸4	瀬戸支所			片道	10,754
	瀬戸5	八幡浜消防分署			片道	10,230
	三崎1	八幡浜消防署			片道	11,048
	三崎2	三崎支所			片道	7,628
●	三崎3	三崎支所/三崎港	撮影機、中継機	5,750m(往復)	往復	6,530
●	三崎4		撮影機	5,680m(往復)	片道	12,187

原子力防災訓練飛行ルートイメージ(伊方地域)



3

訓練ルート 1

訓練飛行距離**5,685m** 7.9min (43.2km/h)【往復】 (2回飛行する)
 (伊方ルート1 総距離: 5,685m 【往復】)



4